



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*62 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 (港湾空港振興課)

○ 告示

868 特定非営利活動法人の設立認証の申請(県民生活課)

869 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (")

870 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)

871 " (")

872 生活保護法による指定施術機関の廃止 (")

873 生活保護法による医療機関の指定(")

874 " (")

875 生活保護法による施術機関の指定(")

876 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)

877 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (")

878 道路の区域変更 (道路保全課)

879 新道路の供用開始等 (")

880 道路の区域変更 (")

881 新道路の供用開始等 (")

882 道路の区域変更 (")

883 新道路の供用開始等 (")

884 道路の区域変更 (")

885 新道路の供用開始等 (")

886 道路の区域変更 (")

887 新道路の供用開始等 (")

888 道路の区域変更 (")

889 新道路の供用開始等 (")

890 道路の区域変更 (")

891 新道路の供用開始等 (")

892 道路の区域変更 (")

893 新道路の供用開始等 (")

894 道路の位置の指定 (都市政策課)

895 和歌山県統一学事システム整備事業に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会)

○ 公告

入札公告 (教育委員会)

○ 諸報

入札公告 (公立大学法人和歌山県立医科大学)

規 則

和歌山県規則第62号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県港湾施設管理条例施行規則(昭和32年和歌山県規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2級の部を次のように改める。

2級	和歌山下津港	湊第一小型船舶けい留施設	和歌山市湊地先	その他
		久保丁小型船舶けい留施設	和歌山市久保丁地先	その他

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第868号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平

成21年9月10日まで縦覧に供する。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日
平成21年7月10日
- 名称
特定非営利活動法人地域の風研究会
- 代表者の氏名
道上宏
- 主たる事務所の所在地

和歌山県紀の川市貴志川町前田475番地5

6 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県地域民に対して、人にやさしく環境にやさしい街づくりと街を舞台にした文化・スポーツ交流を図る事業を行い、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第869号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成21年8月30日まで縦覧に供する。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成21年6月30日

2 名称

特定非営利活動法人ADLサポートセンター・ハミング

3 代表者の氏名

高橋紫織

4 主たる事務所の所在地

和歌山市口須佐37番地の6

5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害児・者に対して、日常生活動作（ADL）支援に関する事業を行い「共に地域で生きていく」ために、幼いときから学ぶ生活スキル（技能）の獲得や余暇支援等の提供に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第870号

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有市柔 13-4	尾藤何時夢	尾藤接骨院	有田市宮崎町435-5	平成 21.6.1

和歌山県告示第873号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀歯 3-21	神野歯科医院	紀の川市粉河1724	平成 13.1.1

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
那歯 7-25	神野歯科医院	紀の川市粉河1724	平成 12.12.31

和歌山県告示第871号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田医 71-58	福原医院	田辺市朝日ヶ丘13-24	平成 21.5.31

和歌山県告示第872号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第874号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田医 158-21	福原医院	田辺市朝日ヶ丘13番24号 2F	平成 21.6.1

する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第875号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有市柔 23-21	栗山貴行	宮崎町名倉堂接骨院	有田市宮崎町435-5	平成 21.6.1

和歌山県告示第876号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法附則第5条第4項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）VIV0和歌山
和歌山市美園町五丁目61番地先無番地
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社和歌山ステーションビルディング 代表取締役社長 細井義勝
和歌山市美園町五丁目61番地先無番地
- 変更しようとする事項
（1）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社宮井平安堂 代表取締役社長 花岡智彦
和歌山市本町一丁目18番地
その他55区画
（変更後）未定

（2）大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）3,147㎡

（変更後）4,465㎡

（3）大規模小売店舗において小売業を行うものの開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前9時、閉店時刻 午後8時

（変更後）開店時刻 午前7時、閉店時刻 午後9時30分

4 変更年月日

平成22年3月15日

5 変更する理由

小売業者の変更、店舗面積の増加及び営業時間の変更のため。

6 届出年月日

平成21年7月3日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成21年7月24日から同年11月24日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第877号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ大浦街道店

和歌山市湊西の坪45-1 他

2 意見の概要

- (1) 廃棄物の発生抑制、再使用及び再利用等に取り組んでください。
- (2) 騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に極力影響を与えないよう努めてください。
- なお、近隣からの騒音対策等の要望があれば、必要に応じて対策を講じてください。
- (3) 出店に際しては、地域雇用に努められ、また、地域振興に貢献されるようにご協力をお願いします。
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課(和歌山市七番丁23番地)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成21年7月24日から同年8月24日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第878号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年7月24日
和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡古座川町大字平井字受瀬平42番1地先から同町大字平井字受瀬平8番地先まで	旧	3.60 } 11.60	247.40	
同上	新	3.70 } 15.60	247.40	

和歌山県告示第879号

平成21年和歌山県告示第878号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年7月24日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年7月24日
和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第880号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基

づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年7月24日
和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡古座川町大字平井字大原平88番1地先から同町大字平井字向田平71番3地先まで	旧	4.00 } 10.60	234.67	
同上	新	6.00 } 17.00	234.67	

和歌山県告示第881号

平成21年和歌山県告示第880号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年7月24日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年7月24日
和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第882号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年7月24日
和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡古座川町大字蔵土字中地下529番3地先から同町大字蔵土字平田東側704番1地先まで	旧	4.60 } 30.00	303.54	
同上	新	16.30 } 38.30	303.54	

和歌山県告示第883号

平成21年和歌山県告示第882号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年7月24日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

有田郡有田川町大字粟生字蔵741番地内	旧	4.70 } 6.20	20.30	
同上	新	8.00 } 8.80	20.30	

和歌山県告示第884号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 九重名倉線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
橋本市高野口町上中宇廣ノ手168番1地先から同市高野口町上中宇廣ノ手194番1地先まで	旧	5.74 } 6.69	47.30	
同上	新	6.92 } 9.06	47.30	

和歌山県告示第887号

平成21年和歌山県告示第886号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年7月24日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第888号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上富田すさみ線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
西牟婁郡すさみ町大字佐本中宇大野平341番1地先から同町大字佐本追川字突合364番1地先まで	旧	3.10 } 12.20	167.40	
同上	新	7.70 } 16.20	167.40	

和歌山県告示第885号

平成21年和歌山県告示第884号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年7月24日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第886号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下湯川金屋線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考

和歌山県告示第889号

平成21年和歌山県告示第888号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年7月24日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第890号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課

において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田原古座線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡古座川町大字高池字元池659番1地先から同町大字高池字元池667番1地先まで	旧	4.70 7.70	114.10	
同上	新	7.70 10.40	114.10	

和歌山県告示第891号

平成21年和歌山県告示第890号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年7月24日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第892号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田原古座線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡串本町大字佐部字廣田297番1地先から同町大字佐部字廣田313番4地先まで	旧	5.80 12.10	103.70	
同上	新	7.40 12.10	103.70	

和歌山県告示第893号

平成21年和歌山県告示第892号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年7月24日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第894号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
3062	新宮市下田一丁目4110番3の一部	新宮市南松杖223番地の1株式会社キノシタエステート 代表取締役 木下三次	平成21.7.14	5.00	35.00

和歌山県告示第895号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県統一学事システム整備事業に係る総合評価一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 総合評価一般競争入札に付する事業の名称等

(1) 事業の名称

和歌山県統一学事システム整備事業

(2) 事業の内容

ア 委託業務

システム開発、カスタマイズ及び研修

イ 賃貸借業務

ハードウェアの賃貸借（サーバシステムの設置、調整、運用、保守管理業務、研修及びシステムサポートを含む。）

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成21年7月24日現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であることとし、業務を共同して行うことを目的とす

<p>る複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)にあっては、構成員のいずれについてもこの資格を満たす者であること。</p> <p>(2)平成16年4月1日から平成21年3月31日までの間に、同種又は同規模の役務の提供に係る1以上の事業実績を有し、その成果が適正かつ優良である者であること。</p> <p>(3)ア、イ又はウのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属し、アに該当する担当技術者が1名以上所属する者であること。</p> <p>ア 技術士法(昭和58年法律第25号)第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門(情報通信を選択科目として受験した者に限る。)の技術士の登録を受けた者</p> <p>イ 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験の合格認定を受けている者</p> <p>(ア)情報処理システム監査技術者</p> <p>(イ)特種情報処理技術者</p> <p>(ウ)オンライン情報処理技術者</p> <p>(エ)プロジェクトマネージャ</p> <p>(オ)プロダクションエンジニア</p> <p>(カ)データベーススペシャリスト</p> <p>(キ)システム運用管理エンジニア</p> <p>(ク)システム監査技術者</p> <p>(ケ)アプリケーションエンジニア</p> <p>(コ)ネットワークスペシャリスト</p> <p>(サ)テクニカルエンジニア(データベース)</p> <p>(シ)テクニカルエンジニア(ネットワーク)</p> <p>(ス)テクニカルエンジニア(システム管理)</p> <p>(セ)テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)</p> <p>(ソ)テクニカルエンジニア(エンベデッドシステム)</p> <p>(タ)エンベデッドシステムスペシャリスト</p> <p>ウ 財団法人日本情報処理開発協会が行う情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)審査員登録において主任審査員の登録を受けている者</p> <p>3 資格審査申請書類及びその配布方法等</p> <p>(1)この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとし、コンソーシアムにあっては、イからコまでの書類は、構成員ごとに作成することとする。</p> <p>ア 競争入札資格審査申請書</p> <p>イ 事業実績調書(事業実績を証する書類の写しを添付すること。)</p> <p>ウ 役員等に関する調書</p> <p>エ 使用印鑑届</p> <p>オ 法人にあっては、登記事項証明書</p> <p>カ 個人にあっては、住民票</p> <p>キ 印鑑証明書</p> <p>ク 県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあ</p>	<p>っては、和歌山県が発行した、県税(延滞金等を含む。)の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書</p> <p>ケ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書</p> <p>コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類(法人にあっては賃借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)</p> <p>サ 担当技術者経歴書(資格等を証する書類の写しを添付すること。)</p> <p>シ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)</p> <p>ス コンソーシアムにあっては、コンソーシアムの協定を証する書類の写し</p> <p>(2)要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は情報システムの契約に係る競争入札参加者の資格を有している者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写し又は情報システムの契約に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写しの提出をもって(1)のウからコまでの書類の提出に代えることができる。</p> <p>(3)(1)のアからエまで及びサからスまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成21年7月24日(金)から同月31日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、6に掲げる場所及びインターネットのホームページ(http://www.pref.wakayama.lg.jp/pr.efg/500200/nyusatsu/jouhou.html)で配布する。</p> <p>(4)(1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成21年8月5日(水)午後5時までの間に和歌山県教育庁学校教育局学校指導課に対して書面(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。</p> <p>4 資格審査説明会の場所及び日時</p> <p>(1)場所</p> <p>和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館8階 教育委員会室</p> <p>(2)日時</p> <p>平成21年7月31日(金)午後2時</p> <p>5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所</p> <p>平成21年8月6日(木)から同月11日(火)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に6に掲げる場所で受け付ける。</p> <p>6 資格審査申請書類の配布の場所</p>
--	---

和歌山県教育庁学校教育局学校指導課

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館7階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3686

ファクシミリ番号 073-441-3652

電子メールアドレス e5002001@pref.wakayama.lg.jp

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成21年8月21日（金）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者のみに通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成21年8月26日（水）午後4時までに、書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成21年9月1日（火）までに、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

和歌山県統一学事システム整備事業について、次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成21年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 事業開始年度
平成21年度
- (2) 事業の名称
和歌山県統一学事システム整備事業
- (3) 事業の内容
ア 委託業務
システム開発、カスタマイズ及び研修
イ 賃貸借業務
ハードウェアの賃貸借（サーバシステムの設置、調整、運用、保守管理業務、研修及びシステムサポートを含む。）
- (4) 事業の詳細

仕様書による。

(5) 事業履行の場所

仕様書による。

(6) 履行期間

ア 委託業務

契約日から平成23年3月31日まで

イ 賃貸借業務

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

(7) 予定価格（委託料及び賃借料の総額）

71,263,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成21年和歌山県告示第895号に規定する和歌山県統一学事システム整備事業に係る総合評価一般競争入札参加資格を有するものであること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館7階

和歌山県教育庁学校教育局学校指導課

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3686

ファクシミリ番号 073-441-3652

電子メールアドレス e5002001@pref.wakayama.lg.jp

(2) 期間

平成21年7月24日（金）から同月31日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

入札説明書等を交付する場所及び期間は次のとおりとし、(2)に掲げる期間に、インターネットのホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500200/nyusatsu/jouhou.html>）から入手することもできる。

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書等について質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成21年8月5日（水）午後5時までの間に和歌山県教育庁学校教育局学校指導課に対して書面（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

<p>(1) 場所 和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館8階 教育委員会室</p> <p>(2) 日時 平成21年7月31日 (金) 午後2時</p> <p>6 入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館8階 教育委員会室</p> <p>イ 入札日時 平成21年9月3日 (木) 午後2時</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) 入札の執行に当たっては、入札参加者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成21年9月3日 (木) 正午までに和歌山県教育庁学校教育局学校指導課に必着するように行わなければならない。</p> <p>7 入札方法等</p> <p>(1) 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める提案書を入札書と共に提出すること。</p> <p>(2) 入札書に記載する金額は、1の(3)アに掲げる業務に係る委託料(以下「委託料」という。)及びイに掲げる業務に係る賃借料(以下「賃借料」という。)の総額とする。この場合において、委託料及び賃借料を総額の内訳として併せて記載し、賃借料については、月額も記載すること。</p> <p>(3) 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付</p>	<p>する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効</p> <p>2に規定する資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。</p> <p>なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>11 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、和歌山県教育庁学校教育局学校指導課の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者であって、(4)及び(5)の規定により算出された提案内容に対する点数(以下「評価点」という。)及び入札価格に対する点数(以下「価格点」という。)の合計点数が最も高い者を落札者とする。</p> <p>(4) 提案書の内容については、別記提案内容評価基準及び次に掲げる方法により算定した評価点を与える。その際、各分野における必須項目の要件を満たしていない場合には、当該分野のすべての項目において評価を行わないものとする。</p> <p>なお、評価は、本県に設置する和歌山県統一学事システム整備事業総合評価審査委員会が行う。</p> <p>ア 評価点の上限は、1000点とする。</p> <p>イ 評価項目単位の採点は、0点から5点までの6段階評価とする。</p> <p>(ア) 5点 非常に優れた提案内容 (イ) 4点 優れた提案内容 (ウ) 3点 通常レベルの提案内容 (エ) 2点 低いレベルの提案内容 (オ) 1点 非常に低いレベルの提案内容</p>
--	---

(カ) 0点 記述が無い場合
 ウ イにより得た点数に各評価項目ごとに設定した係数を乗じて得た点数を当該評価項目の評価点とする。
 エ すべての項目の評価点の合計を提案書の評価点とする。

(5) 入札価格については次の式により算定した価格点を与えるものとし、価格点の上限は500点とする。

$$\text{価格点} = 500 \times (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格})$$

(6) 評価点及び価格点の合計点数が最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

なお、入札者は、開札時にくじを引くものとする。この場合において、入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁学校教育局学校指導課の職員にくじを引かせるものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この総合評価一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁学校教育局学校指導課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3686

ファクシミリ番号 073-441-3652

電子メールアドレス e5002001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この総合評価一般競争入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 支払条件

各年度の支払額の上限は、次のとおりとする。

平成21年度 22,680,000円 (委託料)

平成22年度 27,859,000円 (委託料22,678,000円及び賃借料5,181,000円)

平成23年度 5,181,000円 (賃借料)

平成24年度 5,181,000円 (賃借料)

平成25年度 5,181,000円 (賃借料)

平成26年度 5,181,000円 (賃借料)

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products :

Development and maintenance of educational affairs system and lease of hardwares

(2) Date and time for tender : 2:00 P.M. 3 September 2009

(3) Contact point for the notice : Prefectural School Division of Wakayama Prefectural Board of Education, 1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262 Japan

TEL 073-441-3686(FAX 073-441-3652)

別記

提案内容評価基準

分野	番号	評価基準		採点 (A)	係数 (B)	評価点 (A×B)
1 各種課程、学科等への対応	必須項目	1	・次のアからカに示す課程、学科等を有する高等学校に対応すること(単位制を含む。)		1	
		2	ア 全日制課程普通科		1	
		3	イ 全日制課程専門学科		1	
		4	ウ 全日制課程総合学科		1	
		5	エ 定時制課程普通科		1	
		6	オ 定時制課程専門学科		1	
	7	評価項目	カ 通信制課程普通科		1	
2 共通機能	必須項目	1	・セキュリティ強化のため、利用者はICカード等により、別途整備する認証システムによりログインできることとし、第三者のシステム侵入及びデータの流出を防ぐこと。		1	
		2	・ユーザの権限により、利用できる機能を制限すること。		1	
		3	・画面のメニュー等がシンプルでわかりやすいこと。		1	
		4	・生徒、保護者等の氏名は、外字を扱えること。		1	
			・データを入力するあらゆる場面において、入力ミス		1	

	5		防止機能等を有し、データ入力操作が容易であること。		
	6		・全帳票のデータは、権限により段階的にCSVデータとして出力可能なこと。その際、極力個人情報を秘匿できること。		1
	7		・必要に応じ、一括したデータを入力する場面では、権限により段階的にCSVデータからインポートできること。		1
	8		・教務部分野、進路指導分野、保健管理分野及び高校入試分野等における県教育委員会への報告業務を容易にサポートする機能を有すること。また、各学校の報告状況を確認できるとともに、報告を受けたデータを集計する機能を有すること。		3
	9		・各種帳票は、行幅、列幅を各学校ごとに、容易に設定できる機能を有すること。		1
	10	評価項目	・番号4に記載した外字の扱い方について、有効な提案が具体的に示されていること。		4
	11		・学校ごとの独自の統計処理に容易に対応すること。		
	12		・電子印章に関する機能について、有効な提案が具体的に示されていること。		
	13		・共通機能に関する仕様書に記載されていない新しい有効な提案が具体的に示されていること。		
3 生徒情報管理	1	必須項目	・生徒及び保護者の各種情報の入力・管理ができること。		1
	2		・生徒の氏名は、住民票に記載されている表記とは別に、通常使用する表記を併せて管理できる機能を有すること。		1
	3		・入学、退学、転学、編入学、休学、留学等の情報を入力でき、管理できること。		1
	4		・生徒の指導履歴等を管理できること。		1
	5		・クラブ活動、ホームルーム役員、生徒会活動等を登録できること。なお、重複した登録、履歴が管理できること。		1
	6		・資格取得情報の入力及び管理ができ、必要に応じ単位認定が可能であること。		1
	7		・学校外で修得した単位等を登録できること。		1
	8		・卒業後の進路状況の登録ができること。		1
	9		・プレビュー機能や条件選択機能等を有し、次の帳票を容易に印刷できること。なお、帳票のタイトルは、学校ごとにユーザが設定できること。 ・生徒名簿 ・クラブ活動部員名簿 ・生徒会役員名簿 ・ホームルーム役員名簿 ・個人別生徒基本情報		2
	10	評価項目	・出席番号とは別に、卒業時まで通して使用する学籍番号を有すること。		5
	11		・生徒付加情報を学校が新たに追加できること。		
	12		・生徒の顔写真を扱えること。		
	13		・番号9に記載した帳票以外に、新しい有効な提案があれば具体的に示されていること。		
		14	・生徒情報管理に関する仕様書に記載されていない新しい有効な提案が具体的に示されていること。		
4 成績管理	1	必須項目	・生徒個別に科目の履修、修得状況を管理できること。		1
	2		・考査素点、評価、評定の入力、管理ができること。また、考査成績以外の項目点の入力に対応すること。		1
			・評価から評定への換算を、指定した方法及び時期に		1

	3		容易に自動計算できる機能を有すること。なお、評定については、年度途中の調査書に対応する必要があることから、「見込評定」の概念を持たせること。		
	4		・履修認定及び単位認定の機能を有すること。なお、単位の追認定にも対応すること。		1
	5		・「総合的な学習の時間」等、記述による評価方式をとる科目に対応すること。		1
	6		・データ入力可能な期間を設定できること。		1
	7		・権限を有する者のみが入力可能なこと。		1
	8		・通信制高等学校については、提出レポートの受付処理及び評価の入力ができること。また、スクーリングの出欠席等の管理に対応していること。		1
	9		・プレビュー機能、条件選択機能等を有し、次の帳票を容易に印刷できること。なお、帳票のタイトルは、学校ごとにユーザが設定できること。 ・成績通知票 ・クラス別成績一覧表 (評価・評定) ・考査結果通知票 (個人) ・科目別成績一覧表		2
	10	評価項目	・1 学年からの評価平均及び評定平均を通算で容易に計算できること。		5
	11		・各学年ごとの評価平均及び評定平均を容易に計算できること。		
	12		・生徒の在籍状態 (転学や退学) に応じて、入力制限が自動に行われること。		
	13		・番号 9 に記載した帳票以外に、新しい有効な提案があれば具体的に示されていること。		
	14		・成績管理機能に関する仕様書に記載されていない新しい有効な提案が具体的に示されていること。		
5 受講管理	1	必須項目	・年度ごとの教育課程に応じた科目マスタを有し、単位数、履修認定条件、単位認定条件等を設定、管理できること。なお、科目マスタはコードにより管理すること。		1
	2		・学校設定教科、科目に対応すること。		1
	3		・講座 (授業) ごとに教科担当を登録でき、習熟度別授業等、年度途中で教科担当が変更し得ることにも対応可能であること。また、受講メンバーの変更にも対応可能であること。		1
	4		・年度を超えた継続履修に対応可能であること。		1
	5		・2 学期制の学校については、必要に応じ、各期ごとの単位認定に対応可能であること。		1
	6		・講座で使用する教科書を登録できること。		1
	7		・前年度から科目登録作業が容易にでき、次年度のクラス編成資料を容易に作成できること。		1
	8		・プレビュー機能や条件選択機能等を有し、次の帳票を容易に印刷できること。なお、帳票のタイトルは、学校ごとにユーザが設定できること。 ・科目別受講者名簿 ・生徒別選択科目一覧票 ・科目別受講者人数集計表 ・教員別時間割表 ・生徒別時間割表 ・教室別時間割表		2
	9	評価項目	・学習指導要領に記載されている科目名のほか、科目名を短縮した名称等を併せもつこと。		7
	10		・同一講座に複数の教室を設定できること。		
	11		・科目の登録に当たっては、マウス操作、キーボード操作等により、容易に行えること。		
	12		・複雑な選択科目の登録にも対応すること。		

6 出欠席管理	13	必須項目	・入力状況をチェックする機能を有すること。		
	14		・番号 8 に記載した帳票以外に、新しい有効な提案があれば具体的に示されていること。		
	15		・受講管理に関する仕様書に記載されていない新しい有効な提案が具体的に示されていること。		
	1	必須項目	・学校行事等を登録でき、時間割変更にも柔軟に対応できること。なお、マウス操作等により、容易に時間割変更が行えること。		1
	2		・日単位及び講座（授業）の出欠席状況は、欠席、遅刻、早退、出席停止、忌引き、公欠、生徒指導措置等に対応すること。なお、生徒指導措置については取り扱い方(条件)の設定ができること。		1
	3		・出欠席状況の入力は、それぞれの担当者が容易に入力できること。なお、毎時間単位による入力の他、週ごと等まとめて入力する方法にも対応すること。		1
	4		・始業前、欠席又は遅刻等の連絡を受けた場合、事務部担当者が日単位又は時間単位を選択して入力できること。		1
	5		・上記により入力した出欠席データは、講座（授業）の欠課等のデータを入力する際、あらかじめ反映されていること。		1
	6		・講座（授業）の出欠席状況の入力は、教科担任、ホームルーム担任、クラブ活動顧問等、いずれの入力にも対応すること。		1
	7		・講座（授業）の欠課等の状況は、ホームルーム担任がリアルタイムで容易に確認できること。		1
	8		・講座（授業）の遅刻や早退は、一定条件を越えた際、欠課へと自動換算する機能を有すること。なお、当該機能使用の有無を選択できること。		1
9	・欠席、忌引き、出席停止等については、理由も入力できること。なお、主な理由をマウス操作により選択でき、選択群にない場合は、手動で入力できること。			1	
10	・休学している生徒については、欠課等を入力する際、そのことが反映されていること。			1	
11	評価項目	・プレビュー機能や条件選択機能等を有し、次の帳票を容易に印刷できること。なお、帳票のタイトルは、学校ごとにユーザが設定できること。 ・クラス別出席状況等一覧表（日、週単位） ・講座（授業）別出席状況等一覧表（週単位） ・生徒別出席状況等一覧票（期間は随時指定） ・欠席、欠課、遅刻及び早退が多い生徒一覧表 ・皆勤生徒一覧表（期間は随時指定）		2	
12		・欠席状況及び講座（授業）の欠課等状況を、任意に設定する抽出条件（欠席日数や遅刻回数等）により容易に出力できること。		4	
13		・入力状況をチェックする機能を有すること。			
14		・番号 11 に記載した帳票以外に、新しい有効な提案があれば具体的に示されていること。			
15	・出欠席管理に関する仕様書に記載されていない新しい有効な提案が具体的に示されていること。				
7 事務部分野	1	必須項目	・プレビュー機能や条件選択機能等を有し、次の証明書及び帳票を容易に印刷できること。なお、帳票のタイトルは、学校ごとにユーザが設定できること。 ・在学証明書 ・卒業・卒業見込証明書 ・成績証明書 ・単位修得証明書 ・生徒証 ・通学証明書		4

			<ul style="list-style-type: none"> ・職員身分証明書 ・クラス別生徒名簿 ・生徒証発行台帳 ・出身中学校別生徒数・名簿 ・クラス別保護者名簿 ・居住地別保護者名簿 ※ ・居住地別生徒名簿 ※ ・卒業生名簿 ・保護者宛名ラベル (市販品に対応すること。) ・卒業生台帳 ※ 居住地については、各学校でグループ化できること。		
	2	評価項目	・番号 1 に記載した帳票以外に、新しい有効な提案があれば具体的に示されていること。		2
	3	評価項目	・事務部分野に関する仕様書に記載されていない新しい有効な提案が具体的に示されていること。		
8 教務部分野	1	必須項目	・生徒指導要録の管理・出力ができること。		1
	2		・成績会議等に必要の各種帳票を、随時指定する条件を設定の上、出力できること。		1
	3		・原級留置処理に対応していること。		1
	4		・プレビュー機能や条件選択機能等を有し、次の証明書及び帳票を容易に印刷できること。なお、帳票のタイトルは、学校ごとにユーザが設定できること。 <ul style="list-style-type: none"> ・講座、科目一覧 ・生徒名簿一覧表 ・新クラス一覧表 (新旧対照つき) ・講座 (授業) 別生徒名簿 ・成績会議資料 (成績不振者一覧、単位不認定者一覧 等) ・成績一覧表 (素点、評価、評定等) ・単位認定会議資料 ・生徒別履修状況一覧票 ・生徒別単位修得状況一覧票 ・年度別休学者一覧 ・年度別退学者一覧 ・年度別転学者一覧 ・生徒別新年度教科書購入票 ・次年度受講科目確認書類 (生徒用・担任用・教務用) 		4
	5	評価項目	・番号 4 に記載した帳票以外に、新しい有効な提案があれば具体的に示されていること。		2
	6	評価項目	・教務部分野に関する仕様書に記載されていない新しい有効な提案が具体的に示されていること。		
9 進路指導分野	1	必須項目	・進路希望等、面談履歴を第 1 学年から卒業まで一貫して入力、管理できること。		1
	2		・求人情報等進路指導情報を入力、管理できること。		1
	3		・進学用及び就職用調査書 (近畿統一様式) を作成、出力できること。		1
	4		・受験結果を入力できるとともに、確定進路先を入力できること。		1
	5		・各種模擬試験等の結果を入力、管理でき、各種統計資料を出力できること。なお、入力については、CSV データの読み込みに対応すること。		1
	6		・進路先の種別、系統別に受験結果と受験者の成績等を関連させた統計資料を作成できること。		1
	7		・調査書について、健康の記録、欠席日数等、特別活動の記録及び指導上参考となる諸事項等は、生徒情報と連動すること。なお、指導上参考となる諸事項につ		1

			いては、調査書用に編集できること。		
	8		<ul style="list-style-type: none"> ・プレビュー機能や条件選択機能等を有し、次の証明書及び帳票を容易に印刷できること。なお、帳票のタイトルは、学校ごとにユーザが設定できること。 ・進路先一覧 ・受験履歴一覧 ・進路希望一覧 ・クラス別見込評定平均一覧 ・生徒別成績推移（模擬テストを含む。） ・求人票一覧 		2
	9	評価項目	・番号 8 に記載した帳票以外に、新しい有効な提案があれば具体的に示されていること。		2
	10	評価項目	・進路指導分野に関する仕様書に記載されていない新しい有効な提案が具体的に示されていること。		
10 保健管理分野	1	必須項目	・身体測定、健康診断結果を入力できること。		1
	2		・健康診断に係る各種の統計処理を行い、その結果を出力できること。		1
	3		・体力・運動能力調査の結果を入力し、各種統計資料を出力できること。		1
	4		・保健室の利用記録が入力でき、出欠席管理へ即時反映されること。また、生徒別に利用履歴を管理できること。		1
	5		・保健室の利用状況を日、週、月等随時指定する一定期間ごとに集計し、統計資料や保健日誌を出力できること。		1
	6		<ul style="list-style-type: none"> ・プレビュー機能や条件選択機能等を有し、次の帳票を容易に印刷できること。なお、帳票のタイトルは、学校ごとにユーザが設定できること。 ・生徒別保健票 ・定期健康診断結果一覧表 ・定期健康診断結果通知票 ・歯科治療勧告書 ・眼科治療勧告書 ・保健室日誌 ・保健室利用集計表（集計期間を随時設定可） 		2
	7	評価項目	・番号 6 に記載した帳票以外に、新しい有効な提案があれば具体的に示されていること。		2
		8	評価項目	・保健管理分野に関する仕様書に記載されていない新しい有効な提案が具体的に示されていること。	
11 高校入試分野	1	必須項目	・出願者情報を登録できること。		1
	2		・推薦、一般、追募集等数回の選抜に対応していること。		1
	3		・調査書の各種データを入力できること。なお、入力項目は、ユーザが随時追加できること。		1
	4		・学力検査各教科の得点等を入力できること。		1
	5		・面接、作文、実技検査等の得点を入力できること。なお、入力項目は、ユーザが随時追加できること。		1
	6		・合否判定処理はシステムに依存せず、判定結果のみを入力する仕様であること。		1
	7		・合格者の 1 学年での履修登録及びクラス編成が容易に行えること。		1
	8		・平均点、最高得点、度数分布等、統計資料を出力できること。		1
	9		<ul style="list-style-type: none"> ・プレビュー機能や条件選択機能等を有し、次の証明書及び帳票を容易に印刷できること。なお、帳票のタイトルは、学校ごとにユーザが設定できること。 ・受検番号順出願者名簿 ・中学校別出願者一覧 		2

			<ul style="list-style-type: none"> ・合格者の中学校別状況 ・学科別、男女別出願者数 ・受検教室別名簿 ・合格通知書 ・検査教科別及び合計点の度数分布表 ・検査教科別及び合計点の最高点、最低点及び平均点等を出力したもの 			
		10	評価項目	・番号 9 に記載した帳票以外に、新しい有効な提案があれば具体的に示されていること。		2
		11	評価項目	・入試分野に関する仕様書に記載されていない新しい有効な提案が具体的に示されていること。		
12	システム管理	1	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・以下に示す共通マスタを有すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校マスタ ・郵便番号マスタ ・中学校マスタ ・教科書マスタ 		2
		2		<ul style="list-style-type: none"> ・以下に示す学校ごとのマスタを有し、各学校ごとに柔軟かつ詳細な設定ができるとともに、学科改編等にもマスタを設定することにより容易に対応できること。 <ul style="list-style-type: none"> ・学科マスタ ・教職員マスタ (利用権限を含む。) ・メニュー管理マスタ ・教科マスタ ・科目マスタ ・講座 (授業) マスタ ・教室マスタ ・時間割マスタ ・考査素点マスタ ・評定区分マスタ ・評価マスタ ・資格マスタ ・クラブ名マスタ ・生徒会名マスタ ・教科書マスタ ・履修認定条件設定マスタ ・単位認定条件設定マスタ ・卒業認定条件設定マスタ ・見込評定条件設定マスタ ・各種帳票タイトル設定マスタ 		2
		3		・各マスタについて、学校で設定した内容を印刷できるとともに、CSVデータからの読み込み、また、CSVデータへの書き出しに対応すること。		1
		4	評価項目	<ul style="list-style-type: none"> ・次のアからカに示すサポート体制について、魅力のある提案を示すこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 情報漏洩防止、機密保護に有効な提案が具体的に示されていること。 イ システムの詳細なマニュアルを作成すること。 ウ 教職員が容易にシステムを使用できるよう説明会を開催するので、資料の作成、説明者の派遣等について魅力的な提案が具体的に示されていること。 エ 学校の管理者からの問い合わせに対して、魅力的なサポート体制が提案されていること。 オ システム本稼働後も、アップデート及び軽微なカスタマイズに対応すること。 カ システム本稼働後、軽微なカスタマイズで対応できない事態が生じた場合、それに要する経費等 		
						1
						1
						2
						10
						10

			について魅力的な提案が具体的に示されていること。		20
	5		・番号 1 及び 2 に記載したマスタ以外に、学校の柔軟な設定を可能とする有効な提案があれば、具体的に示すこと。		2
	6		・データや帳票を、ユーザが容易にカスタマイズできる機能があれば記載すること。		2
	7		・システム管理に関する仕様書に記載されていない新しい有効な提案が具体的に示されていること。		2
13	ハードウェア	1	必須項目	具体的な記載があり、求める要件に合致していること。	14

諸 報

入 札 公 告

和歌山県立医科大学図書館業務システムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、公告する。

平成21年7月24日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長
南 條 輝志男

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成21年度

(2) 業務の名称及び数量

和歌山県立医科大学図書館業務システム 一式

(3) 業務の仕様等

仕様書による。

(4) 業務の場所

和歌山市紀三井寺811番地1

和歌山県立医科大学図書館紀三井寺館

和歌山市三葛580番地

和歌山県立医科大学図書館三葛館

(5) 契約期間

平成21年12月1日から平成26年11月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成21年7月24日(金)現在において、次の要件をすべて満たしている者であって、5の(5)に定める審査委員会において、この一般競争入札に対する業務を履行する能力があると認められたものとする。

ア 公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程(平成18年和医大規程第22号)第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てをしていない者又は再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格停止を受けていない者であること。

オ 次の税金を完納していること。

(ア) 消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県の区域内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県税(全税目)

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市紀三井寺811番地1

和歌山県立医科大学図書館紀三井寺館事務室

(2) 期間

平成21年7月24日(金)から同年8月5日(水)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)のイにより交付する入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、和歌山県立医科大学図書館紀三井寺館に対して書面(ファクシミリを含む。様式は自由。ただし、規格はA4判)により平成21年8月7日(金)午後5時までにを行うものとする。回答については、平成21年8月10日(月)までに全員に文書により行う。

5 入札参加の申出手続及び入札参加資格要件の審査

(1) 資格審査申請書類及びその配布方法等

ア この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業概要書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

(エ) 印鑑証明書

<p>(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)</p> <p>(カ) 使用印鑑届</p> <p>(キ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、発行後3か月を経過していないもの</p> <p style="margin-left: 20px;">a 消費税及び地方消費税</p> <p style="margin-left: 20px;">b 和歌山県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県税(全税目)</p> <p>(ク) 誓約書</p> <p>(ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)</p> <p>イ 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく競争入札の参加資格に関する審査を受け、「情報処理-システム分析・開発」、「情報処理-システム運用・保守」及び「情報処理-ハードウェア保守」のすべての業務種目に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は同要綱附則第4項の規定により、「情報処理-システム分析・開発」、「情報処理-システム運用・保守」及び「情報処理-ハードウェア保守」のすべての業務種目に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写し又は情報システムの契約に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出することにより、アの(イ)から(オ)まで及び(キ)に掲げる申請書類に代えることができる。</p> <p>(2) 資格審査申請書類を交付する場所及び期間</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 場所 3の(1)に同じ。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 期間 3の(2)に同じ。</p> <p>(3) 資格審査申請書類の受付期間</p> <p style="margin-left: 20px;">(1)の(ア)に掲げる申請書類は、平成21年7月24日(金)から同年8月5日(水)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間、(4)に掲げる場所で受け付ける。</p> <p>(4) 資格審査申請書類の受付場所</p> <p style="margin-left: 20px;">和歌山県立医科大学図書館紀三井寺館事務室 和歌山市紀三井寺811番地1 郵便番号 641-8509 電話番号 073-441-0787</p> <p>(5) 資格審査</p> <p style="margin-left: 20px;">公立大学法人和歌山県立医科大学一般競争入札審査委員会において、入札に参加しようとする者がこの一般競争入札に付する業務を履行する能力があるか否かを審査する。</p>	<p>(6) 資格審査の結果の通知</p> <p style="margin-left: 20px;">資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成21年8月14日(金)までに通知する。</p> <p>(7) 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 競争入札参加資格がないと認められた者は、法人に対してその理由について説明を求めることができる。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ アの説明は、平成21年8月19日(水)午後5時までに書面により求めるものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ イの書面は、持参又は書留郵便により(4)に掲げる場所へ提出するものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 説明に対する回答については、平成21年8月26日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。</p> <p>6 一般競争入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 一般競争入札執行の場所及び日時等は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 入札場所 和歌山市紀三井寺811番地1 和歌山県立医科大学管理棟2階 B・C会議室</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 入札日時 平成21年9月2日(水)午前11時から</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 開札日時 イに同じ。</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 持参以外の方法により提出された入札書及び入札日時以外に提出した入札書は、理由のいかんにかかわらず受理しないものとする。</p> <p>(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、公立大学法人和歌山県立医科大学(以下「法人」という。)から競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>7 入札方法</p> <p style="margin-left: 20px;">落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付</p>
--	--

<p>する。ただし、落札者には、契約締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程第9条から第11条までの規定に定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付方法、納付の免除等は、公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程第31条から第33条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効</p> <p>本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。</p> <p>なお、法人より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、和歌山県において入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点でこの一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>11 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、公立大学法人和歌山県立医科大学総務課の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程第8条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって入札事務に関係のない公立大学法人和歌山県立医科大学総務課職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。</p> <p>12 契約書の要否 要</p> <p>13 入札結果の公表</p> <p>入札結果を公立大学法人和歌山県立医科大学ホームページへの掲載により公表するものとする。</p>	<p>14 その他</p> <p>この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 和歌山県立医科大学図書館紀三井寺館</p> <p>(2) 所在地 和歌山市紀三井寺811番地1 郵便番号 641-8509 電話番号 073-441-0787 ファクシミリ番号 073-441-0783</p>
--	---